

湖誠会会派行政視察（茅ヶ崎市）

今回、湖誠会では、議会基本条例を平成23年4月1日に制定された茅ヶ崎市の議会報告会の実施状況について視察しました。

大津市議会でも市民に開かれ、分かりやすく、信頼される議会を構築するため議会報告会について検討しております。また、他都市の状況を参考とすることで見聞を広め、今後の議員活動に生かすことを目的としています。

（１）茅ヶ崎市の概要

神奈川県の中南部に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線6kmに及ぶ相模湾に面している。

昭和22年10月1日、神奈川県下では8番目の市として単独市制を施行されました。

現在は、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、現在の人口は235,419人 財政規模は5,820,000千円で議員定数28人です。

（２）議会報告会の概要について

議会報告会の実施にあたっては、議会制度検討会を設置して協議を重ね、平成23年3月定例会において「茅ヶ崎市議会基本条例」を可決し、平成23年度から2回にわたり2会場で開催されました。

（３）議会基本条例の制定

◎議会基本条例制定の背景

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、国と地方公共団体の役割が明確化され、地方の自立性が一層求められるようになった。また、この法改正により、原則として市のすべての事務に議会の権限が及ぶようになるなど議会のあり方も大きく変わり、議会の役割と責任はますます重大になってきています。

◎制定の骨子

（第1章） 総則

目的

二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会・議員の活動原則などの議会の基本的事項を定めています。

主権を有する市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と厚生で民主的な市政の推進に寄与することを目的としています。

条例の位置付け

議会の基本を定める条例

議会の役割

- ・市の意思決定
- ・事務執行の監視・評価
- ・政策立案・政策提言
- ・国等への意見表明

(第2章) 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則

- ・議会活動の公正性（透明性の確保）
- ・市民の多様な意見をもとに、充実した討議の下に議会運営
- ・積極的な情報提供（市民参加の機会の拡大）
- ・わかりやすい議会運営

議員の活動原則

- ・議員相互の言論の尊重（自由討議の推進）
- ・市民の多様な意見の把握をし、積極的な政策立案・政策提言
- ・議会での自らの活動を積極的に情報提供
- ・不断の研鑽

会派

- ・政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成
- ・政策立案・政策提言
- ・円滑な議会運営

(第3章) 市民と議会との関係

市民参加

- ・議会報告会（市民との意見交換）
- ・市民の意見・識見の反映（公聴会、参考人制度の活用）

会議の公開

- ・委員会の会議の公開（地方自治法で定められています）

説明責任等

- ・議会活動を市民等に説明する責務
- ・市民への積極的な情報提供

(第4章) 議会と市長等との関係

- ・緊張ある関係
- ・議会から市長に対しては
 - ア、事務執行の監視・評価
 - イ、政策立案・政策提言

ウ、 重要な政策等についての形成過程等の説明要求

エ、 わかりやすく、充実した質問等

「市長等」とは、市の執行機関のことで、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

(第5章) 自由討議

自由討議

- ・ 委員会での審査（必要に応じて委員相互の自由な討議）

政策討議

- ・ 議会としての共通認識のもとで、市政に関する重要な政策・課題について、議員同士での討議の機会

(第6章) 委員会の活動

- ・ 議案等の審査（わかりやすい審査資料等の公表）
- ・ 調査研究（所管事務について積極的に調査研究）

(第7章) 政務調査費

- ・ 政務調査費の有効活用
- ・ 政務調査費の使途の透明性の確保

(第8章) 議会及び議会事務局の体制整備

- ・ 議会の機能強化
 - ア、 議員研修の充実強化
 - イ、 議会事務局の機能充実
 - ウ、 議会図書室の充実
 - エ、 議会の必要な予算の確保
 - オ、 議員広報の充実
 - カ、 専門的識見の活用

(第9章) 議会の政治倫理、定数及び議員報酬

政治倫理

- ・ 主権を有する市民の負託に応えるため（政治倫理の向上に努める）

議員定数・議員報酬の改定

- ・ 議員定数・議員報酬を改定するには
 - ア、 市民、学識経験者等の意見聴取
 - イ、 明確な理由を付記して提案（議員定数と議員報酬は条例で定められており、改定するには条例を改定する必要があります）

(第10章) 条例の検証及び見直し

- ・ 条例の目的が達成されているかどうかを検証し、適切な措置を行う

(4) 議会報告会の実施状況

- ① 日時 平成23年11月12日午前10時～12時
平成23年11月15日午後 7時～ 9時

② 出席議員

全議員を2班に分け、それぞれの班が1日ずつ交代で報告等を行った。報告等を行わない班は、会場でのその他の役割（会場案内、受付、マイク、カメラ、録音、報告書作成、タイムキーパー）を受け持つようにされた。

※班編成にあたっては、決算特別委員会に常任委員会を活用した分科会を設置して審査したため、各分科会の座長・副座長をそれぞれ別の班に分けたほか、各分科会の委員も一つの班に偏らないようにされていました。

- ③ 来場者 平成23年11月12日（土） 22人
平成23年11月15日（火） 33人
合計 55人

④ 報告内容

ア、 議会基本条例の概要と運用について

イ、 決算特別委員会での審査内容の報告

⑤ 配布資料

日程、議会だより、議会基本条例資料、決算資料（決算書の各会計決算総括表など、一般会計歳出の目的別・性質別グラフ）、決算審査における事業評価の結果の平成23年度予算編成等への反映状況がわかる資料。

⑥ 議会報告会での発言ルール等

議員それぞれが行う報告会と異なり、議会という機関として行うものなので、報告内容、質疑応答ともに議員個人の考えを述べる場ではないことを共通認識されていました。

⑦ 議会報告会の流れ（別添書類の通り）

(5) 報告会実施後の議員や市民の反応について

市内中心部2ヶ所で2回の実施において参加人数は55人であったが、議員側としては予想以上の参加者であったと評価されており、市民側においては、進行手順等に指摘はあったが、報告会の内容や開催意義など有意義であったとの評価が散見されています。（別紙アンケート結果）

(6) 所感

本市議会では、議会活性化委員会において「議会報告会の実施要項案」を基に実施に向けて検討を重ねております。

しかしながら、市民に開かれ、分かりやすく、信頼される議会を構築することを目的とした議会報告会のあり方については、市政報告会ではなく議会の内容について報告を行い、市民へのアピールや議会の存在感を示すことが求められております。

そのためには、市民に関心をもってもらえるような議会報告会とすべきであり、今後とも他会派の議員と議論を深めるなかで、開催方法等を検討していく必要があると考えます。

今回、茅ヶ崎市の議会基本条例及び議会報告会の開催状況について視察したことを踏まえ、市民に身近な議会となるよう本市における報告会開催に向けて取り組んでまいります。